

沼津市交通安全地区委員

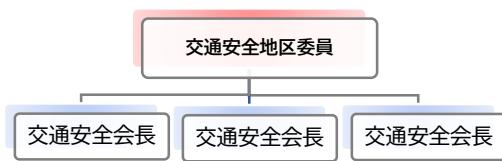
担当課:政策推進部生活安心課 Tel:055-934-4742 Mail:koutsu@city.numazu.lg.jp

概要

沼津市交通安全地区委員は、沼津市交通安全対策会議が定めた交通安全計画に基づき、地区住民に対して、交通安全思想の普及、交通道德の高揚等を図るため設置された沼津市自治会交通安全会連合会の委員です。

主な活動として、市が企画する街頭活動・広報活動への参加及び各連合自治会の交通安全活動の取りまとめ役を担っています。特に、各単位自治会から選出される交通安全会長と連携を密にとり、各地域での交通安全活動に取り組んでいます。

<連合自治会内組織図>



活動計画

市が主催する活動は以下のとおりです。出席は必須ではなく、ご自身の予定に合わせて出席可能な時に参加をお願いします。その他、各連合自治会内にて、交通安全運動に合わせて、街頭広報などを実施して頂きます。

4月 ・春の全国交通安全運動に伴う街頭指導
・委嘱式
5月 ・役員会、総会
・自転車マナー指導強化の日街頭指導
6月 ・第1回会議
7月 ・交通指導員県下一斉街頭指導
・夏の交通安全県民運動に伴う街頭指導
・沼津夏まつり花火大会における交通整理
8月 ・第2回会議

9月 ・秋の全国交通安全運動に伴う街頭指導
10月 ・自転車マナー指導強化の日街頭指導
11月 ・第3回会議
12月 ・交通指導員県下一斉街頭指導
・年末の交通安全県民運動に伴う街頭指導
1月 ・自転車マナー指導強化の日街頭指導
3月 ・第4回全体会議
・旗振り指導者講習会

補助金

各連合自治会に地域での活動用に補助金をお渡ししています。交通安全用品購入費の補助としてご使用ください。また、補助金の使途は交通安全地区委員が決定して構いませんが、管理は、必ず連合自治会で行ってください。

制服

市が支給する制服を着用のため、自己負担なし

任期

各連合自治会から1名選出 全28名
任期は2年間

具体的な業務

基本的に、活動は2種類に分類されます。

- ①市が企画運営する活動への参加
 - ②各連合自治会での活動
- ※②については、各連合自治会によって、内容が異なります。

<具体例>

- ・市が企画、運営する街頭活動への参加
- ・市が開催する会議への出席(年5回程度)
- ・夏まつり花火大会交通整理
- ・各自治会への交通安全運動の周知活動
- ・地域における交通安全活動のとりまとめ
- ・補助金の管理



報酬

1人 年額 7,800円

フォロー体制

市が事務局を務めているため、不明点があれば市に相談してください。また、連合自治会内での活動は、交通安全会長と協力し、無理のない範囲で実施してください。